

第4章 災害復旧計画

第1節 基本方針

災害に対する応急対策を行った後において、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図るため、被災者の生活、生業の維持及び回復、被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定めるものであって、その内容は次のとおりとする。

- 1 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画に関する事項
- 2 被災者の生活確保に関する事項
- 3 施設災害復旧に関する事項
- 4 激甚災害の指定に関する事項
- 5 救援物資、義援金の受入及び配分に関する事項
- 6 災害復興計画（防災まちづくり）に関する事項

第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

1 方針

市は、被災者の生活再建及び生業回復のため、市民へ各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県、市及び各種金融機関の協力のもとに現行の各法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、市においては、り災証明の交付体制を確立させるものとする。

なお、市は災害により、市が保管する戸籍等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行っておくものとする。

2 各種調査の住民への周知

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に周知するものとする。

3 り災証明書等の交付

市は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に、り災証明書を交付する。

具体的には以下の手続き等を行う。

(1) り災証明の交付

市長は、り災者から申請がなされた場合は、災対法第90条の2に基づき、次のとおりり災証明書（「資料4-2-1 り災証明の交付」(1)（別表1）り災証明書」）を交付する。

ア 被災状況写真等で被災の事実を確認したときは、り災証明書を作成し、当該申請者に交付する。

イ り災証明書の交付申請は、り災証明書交付申請書（「資料4-2-1 り災証明の交付」(1)（別表2）り災証明書交付申請書」）により行うものとする。

(2) り災台帳の作成（被災者台帳の整備）

市は、災対法第90条の3に基づき、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

被災者台帳に定める事項は次のとおりとし、り災台帳（資料編「資料4-2-1 り災証明の交付」(1)（別表3）り災台帳」）を被災者台帳と読み替える。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

(3) 保存年限

り災証明書交付申請書の保存年限は5年、り災台帳の保存年限は永久保存とする。

(4) り災台帳情報の利用及び提供

① 台帳情報の利用（災害対策基本法）

ア 災対法第90条の4第1項第2号により、り災台帳に記載・登録された情報は、市長が行う被災者に対する援護の実施に必要な限度において、被災者本人の同意なく、市内部で利用することができる。

イ 市税情報を含む台帳情報は、地方税法第22条を根拠とした守秘義務があり、同法の趣旨を踏まえ適切に対応する必要がある。

② 台帳情報の提供（災害対策基本法）

ア 本人に対する提供

市長は、被災者本人から台帳情報の提供の申請があった場合、被災者本人に自身の台帳情報を提供することができる。

イ 他の地方公共団体に対する提供

(ア) 市長は、他の地方公共団体から台帳情報の提供の申請があった場合、当該地方公共団体が行う被災者の援護に必要な限度で、本人同意がなくとも、当該地方公共団体に台帳情報を提供することができる。

(イ) 申請者の利用目的を十分に確認し、目的が適切と確認できない場合には提供を控える。

ウ 地方公共団体以外の者に対する提供

(ア) 市長は、地方公共団体以外の者から台帳情報の提供の申請があった場合、本人の同意があるときに限り、当該申請者に台帳情報を提供することができる。

(イ) 市の被災者援護活動に係る業務を受託した者から台帳情報の提供の申請があった場合、業務委託契約書において個人情報保護の取り扱いを適切に規定している場合に限り、当該申請者に台帳情報を提供することができる。

(ウ) 申請者は利用目的を明らかにし、市は当該提供により不当な目的に使用される恐れがあると認められる場合には提供を控える。

③ 台帳情報の利用（番号利用法）

ア 市長部局における台帳情報の利用

マイナンバーを利用して台帳情報を利用するためには、番号利用法第9条第2項による条例の制定が必要になる。

イ 教育委員会等における台帳情報の利用

マイナンバーを利用して特定個人情報の授受を行うことは、「特定個人情報の提

供」に当たるため、番号利用法第19条第11号による条例の制定が必要になる。

④ 台帳情報の提供（番号利用法）

マイナンバーを含む台帳情報の提供

マイナンバーを利用して台帳情報の提供は行うことはできない。

4 各種支援措置等

各種支援措置等の制度の概要等は資料編「資料 4-2-2 生業回復等の資金確保制度」を参照のこと。

県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 支援制度及び救済制度

被災者生活再建支援法による支援金の支給等

(2) 災害弔慰金等の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）、三次市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年三次市条例第135号）に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害を生じた市民に対して災害障害見舞金を支給する。また災害見舞金の支給に際しては、文書等により市民への広報を行うとともに、民生委員等へ協力を要請する。

(3) 災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

災害融資制度の詳細については、資料編「資料4-2-2 生業回復等の資金確保制度」に掲げるとおりである。

5 市内諸団体の資金の充実

市内の公共的団体と協力して民生金庫の設置等により災害資金制度の充実を図る。

第3節 被災者の生活確保に関する計画

1 方針

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

2 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

市は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

- ・ 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- ・ 関連業界への安定供給及び物価の安定に係る協力依頼

3 被災者等に対する生活相談

市は相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。
また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

4 雇用の安定支援

被災者の雇用の安定を図るため、失業者の発生状況に応じて、市（商工労働課（三次市雇用労働対策協議会））は、県労働局と連携して、雇用に関する情報収集、就業に係る相談、職業訓練、労働相談等の対策を実施する。また、市内事業者に対して被災者の優先的な雇用の促進を要請するとともに、広島県労働部局、公共職業安定所に対して臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施などによる早期再就職の促進策の要請を行う。

市は、県外へ避難した被災者に対して、避難先の都道府県・市町村及び都道府県労働局と連携し、県内の求人情報や就職面接会等の就労支援に係る情報の提供に努める。

第4節 施設災害復旧計画

1 方針

市は、応急対策を実施した後に被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し、短期間で完了するように努める。

災害復旧については、再度災害の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、さらに災害に強いまちづくりを考慮した改良事業を行うなど施設の向上に配慮する。

災害復旧対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2 復旧計画

災害復旧に関しては、現存の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに、早期着工及び早期完成を図ることを目途とする。

施設の災害復旧に関する主な法律は、次のとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
(昭和 25 年法律第 169 号)
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）
- 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
- 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）
- 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
- 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）
- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 124 号）
- 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）

復旧計画は、被害の程度を十分検討して作成し、概ね次の事業について計画する。

ア 公共土木施設災害復旧事業

(7) 河川公共土木施設災害復旧事業

(i) 砂防設備災害復旧事業

(ii) 林地荒廃防止施設災害復旧事業

(e) 道路公共土木施設災害復旧事業

イ 農林水産施設災害復旧事業

ウ 社会福祉施設災害復旧事業

エ 公立学校教育施設災害復旧事業

オ 社会教育施設災害復旧事業

カ 公営住宅災害復旧事業

キ 公立医療施設災害復旧事業

ク その他の災害復旧事業

第5節 激甚災害の指定

1 方針

災害により甚大な被害があった場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続きを行う。

2 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第6節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画

1 方針

災害時に必要とされる義援金や救援物資の受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者に配分することを目的とする。

2 義援金の受入れ及び配分

(1) 義援金の受入れ

災害に際し、義援金の受入れを必要とする場合は、次の関係機関は受付窓口を設置し、必要事項を広報する。なお、関係機関は義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

〔関係機関〕市、県、日本赤十字広島県支部三次市地区、広島県共同募金会三次市支会等

(2) 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、関係機関からなる義援金配分委員会を設置し、適当な配分について協議したうえで、迅速に行うものとする。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

3 救援物資の受入れ及び配分

(1) 受入れの方針

ア 救援物資は、提供を申し出る企業や団体と事前の調整のうえ、調達する。

イ 個人からの救援物資の受入れは行わず、義援金での協力を依頼する。

(2) 救援物資の受入れ

ア 災害に際し、救援物資の受入れを必要とする場合は、市は受付窓口を設置する。

イ 市は県と連携し、受入れを希望する救援物資を把握する。

ウ 一時保管場所の確保や避難所への迅速な輸送方法等を検討する。

(3) 受入れ体制の広報

円滑な受入れのため、次の事項をホームページや報道機関を通じて広報する。

ア 必要な物資と必要な数量

イ 救援物資の受付窓口（事前連絡先）

ウ 救援物資の送付先、送付方法

エ 一方的な救援物資の送り出しは行わないこと

オ 個人からの救援物資は受入れないため、義援金での協力依頼

(4) 救援物資の配分

市は、県との連携のもとに、指定避難所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所のニーズに応じた、適正な配分に努めるものとする。

なお、送付先を指定避難所に設定する等、状況に応じた対応を行う。

(5) 個人からの救援物資の受入れの例外

必要物資の不足により、個人からの救援物資が必要となる場合においては、まとまった数を提供できる個人に限定するという前提で、(3)ア～エを広報し、物資の確保に努める。

第7節 災害復興計画（防災まちづくり）

1 方針

市は、市街地の復興に当たっては、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指すものとする。

災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2 被災地における市街地の復興

都市基盤の整った市街地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取り組みのプロセスや役割分担などの明確化に努めるものとする。

また、市街地開発事業の実施により市街地を復興する場合には、市民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について、速やかに市民との合意形成に努め、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

3 学校施設の復興

市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。